北本市子どもの権利に関する行動計画(案)に対する意見とこれに対する市の考え方

※頁数は、パブリック・コメント実施時の計画案の頁数で表しています。

No.	頁	意見の内容	市の考え方
1	_	まず、パブコメ募集にあたり10月2日の権利委員会の議事録が公開さ	本計画は、北本市子どもの権利に関する条例に基づき子どもの権
		れていないことおよび資料8の用語集が空白なのは問題であることを指摘	利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの
		する。	です。
		尚、文中の条約とは、国連の子どもの権利条約、条例とは「北本市子ど	また、北本市子どもの権利に関する条例もこども基本法も、条約
		もの権利に関する条例」のこと、頁は、北本市子どもの権利に関する行動	の精神にのっとって制定されているものです。これらのことを P1
		計画案(令和6年度~令和11年度)の頁である	「計画策定の趣旨」に記載しています。
		意見1. 「北本市子どもの権利に関する条例」を子どもの権利の憲法の	なお、総合振興計画や他の子どもに関わる計画との関連について
		ように扱っていると思える。国連子どもの権利条約、こども基本法、地方	は、P2 に追記します。
		自治法が上位に位置づくことを認識すべきです。この認識の下、特に大学	
		教員等学識経験者の学識を発揮して、これらの上位法や他関連する計画、	
		総合計画や他の子どもにかかわる計画との関連性を明示すべきである。	
2	P2	・条例および計画(案)に示されている「子ども関係施設」は、児童福祉	「子ども関係施設」は、北本市子どもの権利に関する条例第2条
		法第7条に示されている児童福祉施設であるが、学童保育は厳密にはここ	第3号の規定により「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第
		には含まれない。児童福祉法第21条の8の子育て支援事業、および21条	7条に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26
		の9の放課後児童健全育成事業である。	号) 第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動
		・学童保育事業以外にも、児童福祉施設ではない様々な「事業」が市内で	するための施設をいう。」と定義されています。学童保育室や放課
		行われているが、これらの事業所が、「子ども関係施設」に該当しないこと	後等デイサービス事業を実施する施設などの子どもに関係する施設
		となる。	は「子どもが育ち、学び、又は活動するための施設」に該当します。
		計画 (案) P51 に示される「各主体」のうちの「子ども関連施設」には含	このため、「子ども関係施設」の記載は原案のままとします。
		まれないことになるのは、実態と明らかに齟齬がある。	
		・本来は条例の改正が必要であるが、本計画は条例の解釈を踏まえた運用	

		の計画であることから、「子ども関連施設」に学童保育や放課後デイサービ	
		スなどの「事業」も含むよう、記載の変更をしていただきたい。	
3	P2	子どもの定義が18歳未満ですが、自らの考えを持ち、それを外部へ表明	北本市子どもの権利に関する条例では、「子どもの意見は、その年
		できる年齢は明確に区別して各施策(取組み)を計画すべきです。0歳~	齢及び発達の程度に応じて尊重される」と規定されていることから、
		7歳(保護者対応)8歳~17歳(自らの対応)の少なくとも2つのゾー	子どもの年齢は一律に区別をせずに計画を策定するべきと考えます
		ンで分析・行動計画は策定すべきと考えます。	ので、計画は原案のままとします。
4	P6	6,7頁(子育て環境の状況)。保育施設と幼稚園の児童数をグラフ化した	御意見を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの対象年齢の
		だけでは、子どもの権利擁護の視点からどのような課題があるのか知るこ	児童数を表に追記します。
		とはできないと思います。全児童数に対する利用率(保育施設を利用して	なお、待機児童に関しては、現在作成中の「北本市子ども・子育
		いない子がどれくらいいるか)の方が課題は見えると思いますし、本市に	て支援事業計画」の中で検討してまいります。
		とって大きな課題である待機児童に言及していないことにも疑問がありま	
		す。	
5	P8	8,9頁(配慮が必要な子どもの状況)。いじめや不登校の児童生徒数につ	御意見を踏まえ、障害児通所給付や児童発達支援事業の利用者数
		いて記載すべきです。また、障がいのある子どもに関しては、手帳所持者	について、P8、9 に追記します。
		数では実態が見えてきません。障害児通所給付や児童発達支援事業の利用	また、北本市のいじめや不登校の児童生徒数の掲載については、
		者数は明らかな増加傾向にあり、こうしたデータを重視すべきです。当た	今後検討いたします。
		り障りのないデータではなく、子どもの権利擁護のために何が必要かをチ	
		エックするためのデータを掲載してください。そうしたデータがないので	
		あれば、きちんと調査を行うことを明記してください。	
6	P22	子どもの権利についての追記	P22 の「子どもの権利の内容」は、北本市子どもの権利に関する
		【22ページ】	条例で定めている子どもの権利を掲載しています。本計画は、条例
		子どもの権利の内容が並べられています。ここまで羅列していながらも、	に基づき策定するものであるため、本計画においても、子どもの権
		権利条約の 13 条の「表現の自由」や 17 条の「情報へのアクセス権」につ	利の内容は、条例で定める事項を列挙しています。
		いての読み取りができません。きちんと文言として入れるべきです。	
7	P22	子どもの権利の箇所ですが、「他者に助けを求める権利」を追加してはどう	P22 の「子どもの権利の内容」は、北本市子どもの権利に関する

		でしょうか。	条例で定めている子どもの権利を掲載しています。本計画は、条例
		大きく分類すれば「守られる権利」に入るものだとは思いますが、小さな	に基づき策定するものであるため、本計画においても、子どもの権
		子ども達にとって「守られる」とは、いったい誰から守られる権利なのか、	利の内容は、条例で定める事項を列挙しています。
		漠然としてしまう感じがします。もちろん、親から守られる権利もあると	
		思います。	
		ですが子供にとって、どんな親でも親?安心できる存在と認識があるため	
		に、他者に助けを求める行動がとれずに思い悩んでいる子がいると思いま	
		す。	
8	P26	「普段の生活の中での困りごとや悩みごと」について	御意見を踏まえ、子どもの権利の普及啓発を行う中で、権利侵害
		【11ページ】	の例示にも努めてまいります。
		この中で「特にない」が最も多くなっています。これは、「困りごとがな	
		い」というよりは、何が権利侵害なのかが浸透していない結果であること	
		の認識が必要です。そのため、権利侵害の例示をするような市民への啓発	
		が必要と思われます。これは【16ページ】の「『子どもの権利』の認知	
		度」の低さや【14ページ】の「普段の生活の中で、子どもの権利が十分	
		に守られていると感じるか」の低さに現れています。	
9	P26	内容について	原案のとおりとしますが、さらなる子どもの権利の普及啓発策に
		P.26、47 周知啓発	ついても、今後、充実に努めてまいります。
		1-1, $1-2$ の実施に加えて、更に実施場面の拡大を提案する。そのた	
		めには学校教育課、子育て支援課、人権推進課など縦割りでなく横につな	
		がってやらねばならない。	
		子どもも大人も、パンフの配布で、はたして関心を持ってどれだけの人が	
		見るだろうか?多くはない。	
		また学校における人権教育授業の充実というが、現実的ではない。教師不	
		足、忙しい現場教師にさらに充実した人権教育が可能だろうか。	

		あらゆる場面とは、例えば、プラネタリウムの投影時に、&greenmarket	
		にコーナーを設けて、などなど。積極的に周知啓発に取り組む気持ち、覚	
		悟が見えてくるような計画案を強く希望する。	
10	P26	26頁(1-1市民に対する周知啓発)。広く市民に子どもの権利について	1-1市民に対する周知啓発の中に「子どもの権利に関する学習
		理解をしていただく必要があります。子どもの権利(特に子どもとの関わ	会の支援」を追記するとともに、講座の内容を拡充します。
		り方)を体系的に学べる講座を開設し、市民にも広く開放してください。	
11	P26	26頁(1-2子どもに対する周知啓発)。人権教育授業の充実について、	北本市子どもの権利に関する条例の根幹となる「自分には人権が
		文部科学省の『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまと	あり尊重されなければならない」ということについて、授業をとお
		め]』には、学校における人権教育の取組の視点として、[自分の大切さと	して児童生徒の理解が深まるように、教職員へ研修等により周知し
		ともに他の人の大切さを認めること〕と書かれています。さらに具体例に	ていくとともに、自他の人権を尊重する態度を養えるよう、各校の
		おいても「他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気	人権教育の充実に努めてまいります。
		持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力」が真っ先に書かれ	
		ており、他人の人権を尊重することが重視されています。本市の条例では、	
		あえて他人の権利の尊重を規定しませんでした。それは自分の権利が尊重	
		されることを通じて、他人の権利も尊重できるようになるという考え方に	
		基づくものです。人権教育授業の充実に当たっては、「自分には人権があり	
		尊重されなければならない」ということの理解を最優先すべきであり、十	
		分に注意が必要です。	
12	P27	周知徹底について、「市役所出前講座」を、各公民館の年間イベント開催計	市役所出前講座は市の事業であって、要請に基づき実施するもの
		画の中に必ず入れ込ませてください。	のため、公民館の年間イベント計画に一律に入れ込むことはせず、
			事業の実施を考えています。このため、「子どもの権利に関する学習
			会の支援」の内容については原案のままとします。
			なお、子どもの権利の周知に関する取組については、別途、実施
			してまいります。
13	P27	教員や保育士等、子どもたちを指導する側の方々への権利意識の醸成と遵	御意見を踏まえ、職員(保育士を含む)、教職員に対する研修を充

		守の徹底が必要だと感じます。	実させ、職員 (保育士を含む)、教職員の意識の向上を図ってまいり
		保護者の次、もしくは保護者以上に関わる時間の長い第三者の大人側の意	ます。
		識の醸成・向上がなされていないと、いくら子どもに啓発を行っても、理	
		想と現実の剥離を子どもたちに示すことになりかねないと考えます。	
		最近の(最新の)保育の在り方や子どもとの関わり方の知識のアップデー	
		トがなされていない保育士や幼稚園教諭、人権意識(特に子どもへの人権	
		意識)が希薄な教師が子どもの日常生活の最も身近な大人である場合、そ	
		ういった人々の誤った言動や態度を日常的に受け続けた子どもは、「自分に	
		は物を言う権利がある、拒むことができる、自分を認めることができる」	
		といった意識は持ちにくくなるのではと思います。	
		子どもとはこうあるべき、子どもは大人の言うことを聞くもの、権利の主	
		張はわがままと同義…など、"無知な"子どもを大人が"しつけてあげる"	
		といった意識を大人側が持っている限り、人権意識の向上や権利教育の発	
		展は困難です。	
		教育現場に携わる方々への研修やワークショップ等の活動を充実させるな	
		どして、教育者側の意識のアップデートを徹底するよう求めます。	
14	P27	27頁(1-3市職員・教職員に対する周知)。子どもの権利に関するテー	原案のとおりとしますが、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、子
		マを加えるだけでなく、子どもの権利をしっかりと理解できるよう、体系	どもの権利擁護委員とも協議しながら、研修及び内容の充実につい
		的な研修を実施し、全職員に受講を義務付ける必要があります。特に子ど	て努めてまいります。
		もと直接関わる教職員にあっては、子どもの権利の理解だけでなく、実際	なお、「子どもの権利を尊重した指導に関するガイドライン」の作
		にどのように子どもと関わったら良いのかを理解してもらう必要がありま	成につきましては、今後検討してまいります。
		す。子どもの権利の研修を実施する前に、市として「子どもの権利を尊重	
		した指導に関するガイドライン」を有識者の監修のもとで教職員が中心と	
		なって作成するなど、実効性が期待できる取組が望まれます。	
15	P27	27頁(1-4子育て関連機関の職員等に対する周知啓発)。こども応援ネ	御意見を踏まえ、「条例について周知等を行います」を「条例及び

		ットワーク会議への参加について、条例そのものについてだけでなく、条	条例に基づく取組について周知等を行います」に修正します。
		例に基づく取組についても周知してください。	
16	P29	29頁(子どもの意見表明の機会の確保)。条例の制定後に制定されたこど	御意見を踏まえ、「子どもが意見表明する機会の確保に努めます」
		も基本法では、こどもの意見の反映が求められています。意見表明の機会	を「子どもが意見表明する機会の確保及び環境整備、子どもの意見
		の確保だけでなく、意見の反映について記述してください。子どもの権利	の反映に努めます」に修正します。
		委員会やきたもと子ども会議だけでは、子どもの声を広く聴くことができ	また、子どもの意見表明の機会の確保を全庁的に推進するため、
		ず、アリバイ作りに留まる恐れがあります。「こども基本法の施行について	「庁内推進体制の充実」を追記します。
		(通知)」では、こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施やこ	
		どもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取も例示されていま	
		す。声をあげにくい立場の弱い子どもの声を聴くためには、子ども関係施	
		設に出向いて信頼関係を構築しながら意見を聴き取る仕組みも有効です。	
		大変重要な項目なので、具体策をもっとしっかりと記述してください。	
17	P29	2-1子どもが意見表明できる機会の確保と環境整備に努めます。	「2-1子どもの意見表明の機会の確保」の説明文中の後段「子
			どもが意見表明する機会の確保に努めます」を「子どもが意見表明
			できる機会の確保と環境整備に努めます。」に改めるべきとの御意見
			と推察します。
			御意見を踏まえ、「子どもが意見表明する機会の確保に努めます」
			を「子どもが意見表明する機会の確保及び環境整備、子どもの意見
			の反映に努めます」に修正します。
18	P30	不適切な指導も加えるべき	御意見を踏まえ、P30、31 の「虐待・体罰、いじめの防止への取
		【30ページ】	組」を「虐待・体罰・暴言等の不適切な指導・いじめの防止への取
		22年12月末に改訂された「生徒指導提要」で、「不適切な指導」が入	組」に修正します。
		り、例示されました。	また、組織や各部局の事務分掌については、組織全体で検討して
		生徒指導での傷つきは、必ずしも暴力を伴うものばかりではありません。	まいります。
		「虐待・体罰・いじめ」とありますが、「虐待・体罰・不適切な指導・い	

		じめ」とすべきです。そして、【31ページ】にも反映すべきです。	
		また、体罰や不適切な指導は、学校や教育委員会が当事者になり得ます。	
		そのため、第三者性が高い首長部局が担当課となるべきです。いじめに関	
		しても、学校や教育委員会との関係が悪化する場合を想定して、首長部局	
		にも、担当課を設置すべきです。	
19	P30	P.30 虐待・体罰・いじめ防止への取り組みについて	御意見を踏まえ、施策の方向性の「しっかりと禁止する」を「し
		「しっかり禁止」だけでは防止はできない。加害者は何故、どうしてそう	っかりと禁止し、また、未然防止のための取組や研修等を積極的に
		してしまうのか、原因を究明し、加害者に寄り添った支援が必須。だれも	実施する」に修正します。
		加害者にならないよう支援していかねば防止はできない。被害者の救済と	
		同時に、加害者を罰するのではなく、やらずにはいられない行為に至る心	
		情を受け止めながら、やめられるように支援していくことが重要。	
20	P31	児童虐待・いじめの対応については、匿名性を担保して、解決までの過程	児童虐待の内容については、個人情報保護の観点から、福祉行政
		も含めて公表するようにしてください。公表することによって、虐待・い	報告例に基づき児童虐待件数や分類件数等を公開しています。
		じめを受けている側も自分がされていることに気が付きます。解決までの	
		プロセスを見せることによって、子どもも対応している大人側も解決への	
		勇気が共有化できます。	
21	P31	31頁(児童虐待防止に向けた取組)。児童虐待に関する通告だけでなく、	御意見を踏まえ、「通告」を「通告(その疑いがある場合の情報提
		児童虐待の恐れがある段階(例えば子どもの権利相談窓口への相談や子ど	供を含む)」に修正します。
		も関係機関の職員による察知)で、関係機関が連携し、適切に対応する必	なお、虐待対応は、通告(その疑いがある場合の情報提供を含む)
		要があります。具体的にどのように対応するか検討のうえ明記してくださ	の個別の事案により対応の方法は様々なため、各事案に応じて適切
		٧٠°	に対応してまいります。
22	P31	31頁(いじめや体罰等の防止に向けた取組)。大人の目線で非行を取り締	原案のとおりとしますが、青少年指導に関しましては、北本市子
		まることを主眼とした青少年指導は不要です。まずは、子どもの権利を尊	どもの権利に関する条例前文の「大人は自分が思い描く理想を子ど
		重した青少年健全育成とはどういうものかを考えるところから始めてくだ	もたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を
		さい。また、体罰や不適切指導の防止について具体的に触れられていませ	発揮し、主体的に生きていけるように支援する」を各委員が理解し

		ん。「COCOLOプラン」、「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等につ	た上で、児童生徒への傾聴、声がけ、助言などのアプローチを行っ
		いて (R5.7.31 付事務連絡)」、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を踏	
		まえた取組を盛り込んでください。	、
		s.たに状態で無りたんとください。	ては、市内小中学校の校内研修等で、埼玉県が発行している「不祥」
			事根絶アクションプラン を活用し、教職員が体罰や不適切な指導
			事似紀アクンヨンアクン」を佔用し、教職員が体訓や不過男な指導 の防止について、理解を深められようにします。また、そうした行
			為によって児童生徒に対して長期にわたる後遺症(心の傷)が生じ
			る場合が大いにあること等、子どもと向き合う際の心構えや配慮点
			について周知してまいります。
			事後指導としましては、事案が発生した場合、児童生徒の心身の
			ケアを優先することはもちろんのこと、当該児童生徒が学びたいと
			思った際に、安心して学習できる「多様な学び」の場を環境面から
			整備してまいります。
23	P31	3-1児童虐待防止に向けた保護者への支援をします(虐待をしてしまう	「3-1児童虐待防止に向けた取組」の中に「児童虐待防止に向
		保護者はさまざまな問題を抱えているため、3つの取り組みでは、根本的	けた保護者への支援をします。」を追加すべきとの御意見と推察しま
		な解決にならない)	す。
			御意見を踏まえ、保護者に対する支援として「親子関係形成支援
			事業」を追記します。
24	P32	自殺対策に関連して	本計画には、自殺を防止する主な事業を記載しています。
		【32ページ】	なお、自殺が起きてしまった場合には、行政や医療機関等の関係
		自殺防止の前提としては、実態把握が求められます。警察情報や学校での	機関と連携し、未遂者や遺族等に対するフォローを実施します。
		情報、そのほか、既遂の場合でも、未遂の場合でも、精神科医との連携が	
		 求められます。より実態にそった対策が必要です。自殺未遂者に対するフ	
		オローアップ体制の整備をしてほしいです。	
		さらに、子どもの自殺が生じた場合、同じ子どもであるきょうだいや同級	

		生へのフォローについて言及すべきです。	
25	P32	32頁(子ども関係施設職員の体罰等の防止研修)。民間の子ども関係施設	御意見を踏まえ、「3-1 児童虐待防止に向けた啓発活動」の内
		職員向けの研修が抜けています。塾やスポーツクラブにおける体罰等の防	容の本文中「市民や子どもに」を「市民や子ども、子ども関係施設
		止対策を盛り込んでください。	に」に修正し、民間の子ども関係施設に対しても、各施設にパンフ
			レットやチラシ等を配布し、虐待や体罰等の防止を図ってまいりま
			す。
26	P33	基本目標 4 の障害のある子どもが教育を受ける権利については「特別支援	御意見を踏まえ、改正障害者差別解消法で義務化された「合理的
		教育を充実」のみ、障害がある子/ない子を2つに分けるだけの旧来的なも	配慮」を周知する取組を追記します。
		ので、新たに子供の権利のための行動計画案として出す意義を感じません	
		でした。	
		障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年度から公的施設だけではなく民	
		間施設も合理的配慮の提供が義務化されるはずですが、それをふまえた記	
		載がないように思います。医学的診断の有無に関わらず、配慮が必要な多	
		様な子どもが、幼児教育・学校などの場で適切な合理的配慮を受ける権利	
		について市として保護者・教育施設への周知・指導、また実現するための	
		金銭的な補助、人員確保のための教育関係者の待遇向上など具体的に取り	
		組む計画案を見せてほしいです。	
27	P35	35頁(経済的に困窮する家庭の子どもへの支援)。こども応援ネットワー	ここでは、個別の事例検討ではなく、団体として行う子どもへの
		ク会議との連携の中で情報共有とありますが、守秘義務の問題があるので	支援などを団体間で連携、共有することを内容としていますので、
		はないでしょうか。本人同意不要で情報共有ができる支援会議で行うべき	原案のままとします。
		だと思います。再度検討してください。	
28	P33	33~36頁(特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援)。既存の	原案のとおりとしますが、障害児支援、生活困窮者支援、ひとり
		取組をまとめただけであり、計画と呼べるようなものではありません。ま	親支援、就学支援等の各分野において北本市子どもの権利に関する
		ずは様々な困難を抱える子どもの把握やニーズの調査が必要です(今回の	条例の目的や趣旨を理解し、適切に事業を実施することで子どもの
		アンケート調査では捕捉できていません)。その上で不足する取組を計画の	状態やニーズを把握し、必要な支援につなげられるよう努めてまい

		改定という形で後日盛り込んでください。	ります。
29	P36	言葉について	「しつけ」という言葉を「子ども家庭支援業務」の中で使用して
		P.36、40「しつけ」?削除	いましたが、子ども家庭支援業務は、令和6年度から既存の「子育
		子どもの権利を正確に理解していたらこのような大人目線からの言葉は	て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が統合す
		使用不可であろう。虐待する大人の言い訳にもなっている事が多い言葉。	ることを踏まえ、計画に記載している内容を「こども家庭センター
		ぜひ削除を要請する。	業務」に修正しますので、修正に合わせ「しつけ」は削除します。
30	P36	P.36 それぞれの国の言葉の理解や文化の紹介というような座学だけで	原案のとおりとしますが、北本市国際交流ラウンジ委員会では、
		は、理解は深まらない。共に作業が出来るような場、言葉ではない、言葉	座学だけでなく、北本宵まつりへの参加や七夕の飾りつけ、お花見
		以上のふれあいがいっそうお互いの理解を深める。そのような場を設定す	会等、外国人の方々に、日本の行事に参加していただきながら相互
		る事を盛り込むことを要請する。	理解を深める場を設けております。
31	P36	4-4不登校の子どもに対する支援や居場所の提供がない	「4-4様々な環境にある子どもたちや家庭への支援」の中に不
			登校の子どもに対する支援や居場所の提供がないとの御意見と推察
			します。
			不登校の子どもも含む子どもの居場所については、「5-4安心し
			て過ごせる居場所の確保」の各取組を実施することで子どもの居場
			所づくりを推進しますが、特に不登校の子どもへの支援や居場所の
			提供について、「教育相談」や「ほっとルーム」の取組を追記します。
			なお、「不登校児童生徒の支援の在り方について」(文部科学省通
			知)に基づき、保護者や外部機関との連携を図っておりますが、子
			どもの居場所に関しては、施策の拡充につきまして検討してまいり
			ます。
32	P37	P37「読み聞かせ」?「読み語り」	「読み聞かせ」は、一般に広く使われており、また、市の他の計
		現在広く使われているが、子どもの権利に敏感な大人の間では「読み語	画や市の施設等で実施する催しにおいても、「読み聞かせ」を使用し
		り」が使われるようになっている。是非ともこちらを使用して、子どもの	ていますので、原案のままとします。
		権利を語る大人として意識の高いところを示して欲しい。	

33	P37	37~41頁(成長と発達に資する支援)。こちらも既存の取組をまとめた	原案のとおりとしますが、プレイパークや常設のこどもの居場所
		だけであり、計画と呼べるようなものではありません。今後新たに(さら	など、さらなる施策の拡充につきましても意見を参考に検討してま
		に)必要な取組として、プレイリーダーを配置したプレイパークの設置、	いります。
		学童保育室の混雑解消、常設の子どもの居場所、教育機会確保法に基づく	学童保育室の整備に関しましては、現在作成中の「北本市子ども・
		多様な学びの場の確保やICT学習環境の確保などの記載についても検討	子育て支援事業計画」の中で検討してまいります。
		してください。	
34	P38	5-2児童館の取り組みがないので追記すべき	御意見を踏まえ、児童館の取組を追記します。
35	P39	子どもの居場所について	ハラスメントの防止に関する特定の窓口はありませんが、子ども
		【39ページ】	の権利に関する周知啓発の取組において、ハラスメント防止につい
		子どもの居場所は、安全であり、安心できる場が前提です。そのため、居	ても周知してまいります。
		場所を運営するスタッフのハラスメント防止が求められます。これはスタ	
		ッフ間でもそうですが、スタッフと子どもとの間でも同じです。ハラスメ	
		ント窓口を整備してください。	
36	P39	自分らしく育つ権利(第9条)学校だけが居場所ではありません。多様な	「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)
		価値観を持った子ども達を尊重し、フリースクール等の環境整備も施策に	に基づき、保護者や外部機関との連携を図っております。
		盛り込んでいただきたい。	なお、フリースクール等の環境整備については、近隣市町の取組
			の把握、情報収集に努めてまいります。
37	P40	5-5子育て世帯包括支援センターと、こども支援センター 児童発達支	令和6年度から既存の「子育て世代包括支援センター」と「子ど
		援センターの事業を追記すべき	も家庭総合支援拠点」が統合することを踏まえ、計画に記載してい
			る内容を「こども家庭センター業務」に修正します。
			「児童発達支援センター」の事業については「4-1 児童発達支援
			センター管理運営事業」の中で掲載しています。
38	P40	不登校児童生徒のための取組 ほっとルームなど追記すべき	御意見を踏まえ、「ほっとルーム」の取組を追記します。
39	P42	子どもの権利を守ることについて	北本市子どもの権利に関する条例では、子ども関係施設、保護者、
		【42ページ】	市民、市がそれぞれの役割を果たすことで子どもの権利を保障する

		子どもの権利を守る仕組みづくり、ですが、「施策の方向性」として、「必	ことが、仕組みとして定められています。
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		要な助言や支援を行」うとあります。これに加えて、政策提言の機能も必	その中で、市の役割は、子どもの権利に関する施策の推進のほか、
		要です。さらに、個別の救済も目標にしてください。【48ページ】にも	「子ども関係施設、保護者、市民に必要な支援を行うこと」が規定
		通じるものだと思います。	されていますので、施策の方向性は原案のままとします。
			なお、救済は、「基本目標7子どもの権利に関する相談・救済」で
			目標に掲げています。
40	P43	43頁。子ども関係施設の設置者及び管理者向けには、関係者全員に理解	原案のとおりとしますが、民間の事業者に対しては、各施設にパ
		をしていただくため、要請に基づく学習会だけでなく、市が主体的・定期	ンフレットやチラシ等を配布し、条例内容の周知に努めてまいりま
		的に学習会を開催し、関係者に参加を求めてください。	す。
41	P44	・P44 の「 $6-2-1$ 子育ての経済的負担の軽減」において、市民に分か	学童保育室の利用料金については、その世帯の所得額により階層
		りやすく示すために、就学前の保育所保育料とともに、学童保育の保育料	を分け、各階層に応じて決まる仕組みとなっており、減免は特別に
		の減免制度があることも周知するため、この項目に入れたほうがいいので	必要な場合に認められるものとなっています。
		はないか	保育所の保育料の軽減については、埼玉県の制度を活用した多子
			世帯に対する「多子世帯保育料軽減事業」を追記します。
42	P44	44~46頁(保護者に対する支援)。保護者に対する支援について、子ど	保護者に対する支援については、6-2の各事業の実施により支
		もへの支援と同様、支援する必要がある家庭を積極的に把握し、関係各所	援を行います。支援が必要な保護者の把握についても、障害児支援、
		が連携して支援を行う必要がありますが、具体的にどのように発見し、支	生活困窮者支援、ひとり親支援、就学支援等の各分野において北本
		援策を考え、支援につなげていくのかが分かりません。検討のうえ、明記	市子どもの権利に関する条例の目的や趣旨を理解し、適切に事業を
		してください。	実施する中で、世帯の状態やニーズを把握し、必要な支援につなげ
			られるよう努めてまいります。
43	P44	6-2-2児童発達支援センターの取組を入れるべき	御意見を踏まえ、「児童発達支援センター管理運営事業」を追記し
			ます。
44	P46	46頁(保育の充実)。保育所で大量の待機児童が発生し、学童保育室で条	保育所の待機児童及び学童保育室の混雑緩和に関しましては、現
		例基準を大幅に超過する児童を受け入れている状況にも関わらず、一切言	在作成中の「北本市子ども・子育て支援事業計画」の中で検討して
		及されていません。保育所の待機児童や学童保育室の混雑解消をすること	まいります。

		について、明記してください。	
45	P47	47頁(市民及び事業者に対する支援)。子どもの権利を定着させるために	原案のとおりとしますが、いただいた御意見を踏まえ、計画に掲
		 は、市民全員が「子どもの権利を尊重した子どもとの関わり方」を理解し、	載している「普及啓発事業」、「学習会」等の内容を拡充させ、子ど
		実践する必要があります。これを定着させるための取組について明記して	もの権利を尊重した子どもとの関わり方についても含めてまいりま
		ください。	す。
46	P47	意見3 子どもの権利に関する周知啓発(P47)、子どもの権利擁護に関	1について
		する普及啓発。子どもの権利相談に関する普及啓発事業(P49)等につ	原案のとおりとしますが、御意見として参考とさせていただき、
		いて	広く子どもの権利相談を知ってもらうため、効果的な方法を模索し、
		1. 普及啓発研修の対象について	魅力的な内容の普及啓発や研修の実施に努めてまいります。
		子どもを含む市民や民生委員を対象にしているが、2019年の国連の	
		子ども権利委員会の日本への勧告では以下のように、公務員、弁護士、教	
		員等専門職、子どもに携わる人々に対する普及啓発研修の必要性を挙げて	
		いる。	
		北本では、子どもの権利条例案について議会と執行部の協議において、	
		子ども会議の設置に関し、議会はすぐ設置しなくてもよい、人権意識が高	
		まったら、と回答している。また、今年の9月議会で子ども会議をテーマ	
		にした一般質問があったが、議員・部長答弁も同様の姿勢が窺えた。	
		このことは一般原則の1つである条約12条を軽視している姿勢ではな	
		いか。この姿勢では、子どもや市民に、正確に子どもの権利を伝えられる	
		とは思えない。ゆえに、 <u>権利擁護委員、議員、教員、幼児教育を含む教員、</u>	
		公務員等に条約の子どもの権利を正確に普及啓発ができるように、これら	
		の人々に研修の計画を行うべきである。	
		参考:2019年の国連の子ども権利委員会の日本への勧告にみる研修対	
		象、	
		「普及、意識啓発および研修」(b)子どものためにおよび子どもとともに	

制ノナジェの 芝(粉号、整刈ウ、金珠山、安克整刈記細木ウ、ソ、シンフ	
働くすべての者(教員、裁判官、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャル	
<u>ワーカー、法執行官、メディア従事者、公務員およびあらゆるレベルの政</u>	
<u>府職員</u> を含む)を対象として、 <u>条約およびその議定書に関する具体的な研</u>	
<u>修セッション</u> を定期的に実施すること」	
47 P49 2. 普及啓発研修の方法は、従来の広報、出前講座、パンフレット等従来 2について	
の方法、漫然と前例踏襲で行ってきた方法しか見当たらない。これらの方 原案のとおりとしますが、御意見として参考とさせてい	ただき、
法による普及啓発の効果を検証したのか、多分していないと思う。 子どもを含む市民の皆さまにより関心を持っていただける	ような魅
せめて、子どもを含む市民の心に響き、読みたくなる、目を向けたくなる 力的な内容の普及啓発や研修の実施に努めてまいります。	
ような具体的方法を計画すべき。	
48 P48 P.48 子どもの権利に関する相談、救済 北本市子どもの権利に関する条例には「擁護委員の職務	を補佐す
施策の方向性 るために相談員を設置する」と規定されています。御意見	として参
相談員は専門職として人権擁護委員と対等で連携していくものではないだ 考にさせていただき、子どもの権利擁護委員と相談員が子	どもの権
ろうか。人権擁護委員(弁護士、大学教師)は相談の専門家ではない。相 利や相談方法等について、それぞれの専門性を尊重しつつ	、よりよ
談員は彼らの単なる補佐ではない。専門家としての矜持、プライドを持っ い対応ができるよう努めてまいります。	
て業務を行えるようにすべき。初めに相談者と向き合う重要な立場にある	
のだから。	
49 P48 意見4 子どもの権利に関する相談・救済 (p 4 8 - 5 0) について 1 について	
1. 権利擁護委員の活動に関する検証の必要性 子どもの権利擁護委員は「子どもの権利に関し優れた調	見を有す
北本市子どもの権利に関する条例における独自性として議会において権る者」を委嘱しております。	
利擁護委員の設置をあげた。 p 48-50の計画では、この仕組みが、子 今後よりよい活動となるよう、意見として参考とさせて	いただき
どもに関する相談・救済に役立ったか、どのような点を改善すべき点を見ます。	
出すための子どもの権利の保障の状況の検証(条例37条(3)の権利委	
員会の職務内容)が行われたことは窺えない。	
今からでも「令和4年度北本市子どもの権利擁護委員活動報告書」「北本	

			r
		もいいので検証したうえで。改善点に関する意見を表明すべきである。	
		これらは、グラフや資料で量増ししたような報告書は他市の権利擁護委	
		員の報告書と比べ著しく見劣りすること等権利擁護委員の質の向上に関す	
		<u>る計画を作っていただきたい。</u>	
50	P48	2. 権利擁護委員の設置形態の説明と活動実態の矛盾について	2について
		「令和4年度北本市子どもの権利擁護委員活動報告書」のP5のタイト	子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害に対し迅速な対応が
		ルなしの図において、子どもの権利相談に、権利擁護委員と相談員を位置	できるよう独任制としています。しかし、識見を有する他の子ども
		付けている。	の権利擁護委員の意見も確認することが望ましいことから、独任制
		この図は組織図としか読めないが、議員、人権推進課も法令担当課も子	でありつつ、できる限り他の子どもの権利擁護委員の意見も参考に
		どもの権利擁護委員も、権利擁護委員は、組織ではなく個人を位置づけ、	するようにしています。
		合議ではなく独任制(事案を一人の権利擁護委員が最後まで担当する)だ	
		と主張している。	
		実態は、対象機関の調査に2人の擁護委員が出向き、対象機関への文書	
		も連名で提出している。会議だけで3種類あり、ケース会議は擁護委員と	
		相談員が、その他は擁護委員と相談員と人権推進課職員がメンバーとなっ	
		ている。すべての会議の議長は条例に基づく規則4条5条の擁護委員会議	
		の代表擁護委員が行っているという。	
		市民は、このように擁護委員の設置形態の説明と活動実態の矛盾の為擁	
		護委員の活動を理解することが困難になっている。市民がわかるように、	
		擁護委員の仕組みを整理して市民が安心して相談できるような計画にすべ	
		きです。	
51	P48	3. 擁護委員と相談員の役割と関係の在り方について	3 について
		また、相談員は擁護委員の指示の下での活動だとしている。確かに条例	北本市子どもの権利に関する条例には「擁護委員を補佐するため
		で「補佐」と位置付けているが、「補佐」とは「指示の下」でとは違う。相	に相談員を設置する」と規定されています。御意見として参考にさ
		談員はパラリーガルとイメージしたと思えるが、弁護士は子どもの相談の	せていただき、子どもの権利擁護委員と相談員が子どもの権利や相

T T			
		知識・技術を習得している職種ではなく、法的専門性が求められている立	談方法等について、それぞれの専門性を尊重しつつ、よりよい対応
		場である。また、子どもの権利に関する相談内容は多種多様、相談員にも	ができるよう努めてまいります。
		一定の資格を求めている以上、彼らの専門性を尊重し、多職種チームで活	
		動すべきである。	
		擁護委員は、学識経験者としてその専門分野の深い専門性を発揮して、	
		求められる役割をしっかり果たせるような計画を策定すべきです	
52	P49	4.子どもの権利の擁護・救済について(p 4 9)	4について
		「子どもの権利擁護委員の設置」子どもの権利が侵害された場合の救済	子どもの権利擁護委員は「子どもの権利に関し優れた識見を有す
		申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子ども	る者」を委嘱しております。
		の権利の擁護・救済を行います。」との計画ですが、救済申立1号に対して、	今後よりよい相談体制となるよう、意見として参考とさせていた
		4年度末に対象機関に是正要請を出しました(「令和4年度北本市子どもの	だきます。
		権利擁護委員活動報告書」に掲載)。計画通りに救済申立1号には救済が行	
		えたと判断できますか?是正要請等からは、条約の一般原則の障害のある	
		子への差別の禁止に反する結果になったことが明らかで、権利の擁護・救	
		済に至ったとは言えません。擁護委員の調査報告書の中には、障害児の福	
		祉サービスの仕組みの理解に疑問があるようなものもありました。	
		この事例を多面的かつ深く分析して、次回の救済申立てには、一般原則	
		に則った権利の擁護・救済ができるように、 <u>子どもの権利の擁護・救済の</u>	
		ための調査、関係機関等との調整等を含めた知識や技術を獲得できるよう	
		な計画を策定すべきです。	
53	P49	49~50頁(子どもの権利に関する相談・救済)。子どもが相談しやすい	現在、子どもが相談しやすい方法として、インターネットの相談
		方法として、SNSや児童生徒に配布されたタブレットを活用することに	フォーム(Eメール)やミニレターによる相談を受け付けておりま
		ついて明記してください。	すが、さらに相談しやすくなる相談の方法を検討してまいります。
54	P49	7-1子どもの権利に関する相談窓口の設置と相談環境の整備拡充 (S	「7-1子どもの権利の侵害の防止に向けた取組」の具体的な取
		NSの利用)	組「子どもの権利に関する相談窓口の設置」を「子どもの権利に関

			する相談窓口の設置と相談環境の拡充(SNS利用)」に改めるべき
			との御意見と推察します。
			現在、子どもが相談しやすい方法として、インターネットの相談
			フォーム(Eメール)やミニレターによる相談を受け付けておりま
			すが、さらに相談しやすくなる相談の方法を検討してまいります。
	D.40	10-24) = HI L V J O	
55	P49	相談に関するもの	子どもの権利相談では、子どもの悩みなど様々な相談を匿名でも
		「受験・進路」の悩みも多いのですが、これは、子どもの自殺との関連で	受け付けています。
		も指摘されています。「学校の勉強」や「仕事・就職・将来のこと」を含	
		めて、キャリア形成についての悩みと受け止めることもできます。その意	
		味では、学校での勉強という視点だけでなく、将来に向けた悩みという視	
		点を持つ必要があります。そのため、キャリア形成に関する悩みを受け止	
		める体制づくりが求められます。その意味では、【15ページ】の「相談	
		するときに大事に思うこと」で「匿名で相談できる」が多くなっているこ	
		とに注目すべきです。	
56	P54	意見2. 特に資料8の用語集が空白なのは問題である。なぜならば、グ	用語集については、本計画の中で使われている用語を掲載します。
		ローバルスタンダード(国連子どもの権利条約)の用語について、日本が	1について
		権利委員会から不正確な和訳として指摘されている用語や日本でも研究・	北本市子どもの権利に関する条例第19条により、特別な配慮が
		実践者の中で人権上問題視された使用を避けている用語もある。	必要な子どもとその保護者は、「障害のある子ども、経済的に困窮し
		この点は、学識経験者等の見識を発揮して、最新研究状況、子どもの権	 ている家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外
		利条約、国連の子どもの権利委員会・障害者の権利委員会(障害のある子	 国籍の子ども、不登校の子どもなどとその保護者」と規定されてい
		どもを含んでいる)等を踏まえて正確な和訳に伝えてください。本権利委	ます。
		員会では、条約が使っている用語を正確に市民に伝えることで子どもの権	
		利の普及啓発の一端を担ってほしい。具体的には、以下の用語の検討等を	
		すべき	
		1.「特別な配慮が必要な子どもとその保護者」(P23、P24)	

	c,		
		子どもの権利条約(障害児の権利を含む障害者の権利条約)でこの用語	
		が使われていますか?合理的配慮と同じと勘違いしているようにも思える	
		節があります。	
		80年代から90年代にかけての国連の諸々の活動において、このような	
		温情的、医学モデルに基づく思考は転換したと考えられます。ふじみ野市	
		の類似条例の逐条解説で、この点を配慮して解説しています。	
57	P54	2. 用語集に入れて解説していただきたい用語	2について
		国連の子どもの権利委員会・障害者の権利委員会(障害のある子どもを	用語集については、本計画の中で使われている用語を掲載します。
		含んでいる)で子どもの関連の用語として、以下の用語が和訳の不正確さ	
		を指摘されています。	
		・inclusion(条例12条との関連や障害者の権利条約等の含意を含めて)、	
		· Inclusive Education、	
		・Development Mature(議会が条例策定過程におけるパブコメに対し説	
		明を避けた)	
		・教育・保育における Inclusion と integration (現場で混乱していると思	
		える)	
58	P36	3.「しつけ」という用語について	3について
		この用語が散見されますが、子どもの権利の理念を反映した用語です	「しつけ」という言葉を「子ども家庭支援業務」の中で使用して
		カュ?	いましたが、子ども家庭支援業務は、令和6年度から既存の「子育
		子どもの権利条約が採択されたころ、児童養護施設等での虐待が社会問	て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が統合す
		題化した時期に、「しつけ」としてとの言い訳があり、これに対して関連雑	ることを踏まえ、計画に記載している内容を「こども家庭センター
		誌、子ども関連の実践者から「しつけ」とは「押しつけでしかない」と子	業務」に修正しますので、修正に合わせ「しつけ」は削除します。
		どもの権利の立場からの批判がありました。そして、今、保育所指針等で	
		もこの用語は見当たりません。反人権的な用語とみられる <u>「しつけ」を使</u>	
		<u>うべきではありません。</u>	

59	P21	4. 基本理念と基本原則について(P21)	4について
		「基本理念は、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に定められ	御意見を踏まえ、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
		ている4つの基本原則に沿ったものです。」(P21)とあります。理念と	に定められている4つの基本原則に沿ったものです」を「児童の権
		原則は同義という認識ですか?	利に関する条約(子どもの権利条約)に定められている4つの基本
		北本の子どもの権利条例3条(基本理念)は、最後の「自らが権利の主	原則の趣旨を踏まえ、規定されています」に修正します。
		体であり…保障されます」を除けば、一見、2019年の国連の子ども権	
		利委員会の日本への勧告では一般原則(条約2条、3条、6条、12条)	
		と同じ、ユネスコもこれらを一般原則としています。	
		条約と条例で同じ内容を違う用語として使っていることを子どもからこ	
		の違いを尋ねられた場合、子どもの権利の保障のための政策等による保障	
		のために条約2条、3条、6条、12条の位置づけ(理念か原則か)が説	
		明できるように示してほしい。	
60	-	・子どもが性犯罪に巻き込まれた場合の想定がありません。被害にあった	本計画に掲げる取組は、北本市子どもの権利に関する条例に規定
		場合、どのようなケアのルートがあるかは明示すべきです。一方で、子ど	されている市が行う施策等であり、これらの施策を総合的かつ計画
		もが性加害をすることもあります。その場合、加害者に対して更生を促す	的に推進するために行動計画を策定するものです。
		施策も考えるべきです。	なお、子どもの権利に関わる問題・課題は多岐にわたるため、子
			どもの権利の侵害にかかる事案については、個別の事案に応じて相
			談を受け、関係機関等と連携して対応してまいります。
61	_	・外国人の子ども、外国籍の子どもについての取り組みが書かれていませ	「外国籍の子ども」に対する特定の窓口はありませんが、市役所
		ん。窓口をはっきり必要があります。	の窓口に「音声翻訳機」を6台常備し、障害児支援、生活困窮者支
			援、ひとり親支援、就学支援等の各分野において支援を行う際に活
			用しています。
62	_	・宗教2世(3世以降も含む)の悩みについても記述がありません。厚生	本計画に掲げる取組は、北本市子どもの権利に関する条例に規定
		労働省が出している「宗教の信仰等に関係する児童虐待への対応に関する	されている市が行う施策等であり、これらの施策を総合的かつ計画
		Q&A」を参考に、市として何ができるかを明示すべきです。	的に推進するために行動計画を策定するものです。

			なお、子どもの権利に関わる問題・課題は多岐にわたるため、子
			どもの権利の侵害にかかる事案については、個別の事案に応じて相
			談を受け、関係機関等と連携して対応してまいります。
63	_	・学校の部活動は、今度、地域移行をすることが想定されています。しか	部活動の地域移行が進み、教員以外の指導者による指導が行われ
		し、関連した文言がはっきりとは書かれていません。指導者に関して、「虐	ることとなった場合には、指導者には、P32 3-3子ども関係施設
		待・体罰・不適切な指導・いじめ」の部分を考慮すべきです。	職員の体罰等の防止研修を実施し、子どもの権利についての正しい
			理解に努めます。
64	_	・「虐待・体罰・不適切な指導・いじめ」はそれ自体、大きな精神的ダメ	虐待・体罰等が発生した場合、児童生徒の心身のケアを優先する
		ージを負います。その結果、後遺症として長期にわたる影響を及ぼすこと	ことはもちろんのこと、当該児童生徒が学びたいと思った際に、安
		があります。後遺症との視点もいれるべきだと思います。	心して学習できる「多様な学び」の場を環境面から整備してまいり
			ます。
65	_	子ども同士のネットワーク構築、保護者同士のネットワーク構築を盛り込	子ども同士のネットワークは、基本目標5成長と発達に資する支
		んで下さい。お互いに話しやすい環境ができると思っています。	援に掲げる各取組、保護者同士のネットワークは基本目標6-2保
			護者に対する支援の「地域子育て支援拠点事業」などの取組を実施
			する中で、子ども同士、保護者同士のつながりができるよう努めて
			まいります。